

消費生活センターだより

## 暮らしのスクラム



## 情報商材のトラブルが多発しています

情報商材を契約したが、「指示通りしたが儲からない」「サポートが受けられない」「成果が出ない場合、返金するとあるのに返金されない」等、さまざまな相談が寄せられています。

## 事例①

SNS(ソーシャルネットワークサービス)に、「誰でも簡単に儲かる・全自動システム」「電話やメールでサポートする」とうたう仮想通貨の情報商材の広告があった。「先着30名」とあるので、応募した。業者の指示通り、スマートフォンを利用し、業者のサイトより情報商材を30万円で購入し、クレジットカードで決済した。しかしその後、業者から情報商材(ダウンロードファイル)が届かない。

## 事例②

「ブックメーカーで100%勝つ方法を教える」という情報商材(DVD)を15万円で購入したが、海外のブックメーカーへの登録方法が分からない。業者に問い合わせをしたが、サポートしてくれない。これでは儲からないので、解約して返金してほしい。



## ～アドバイス～

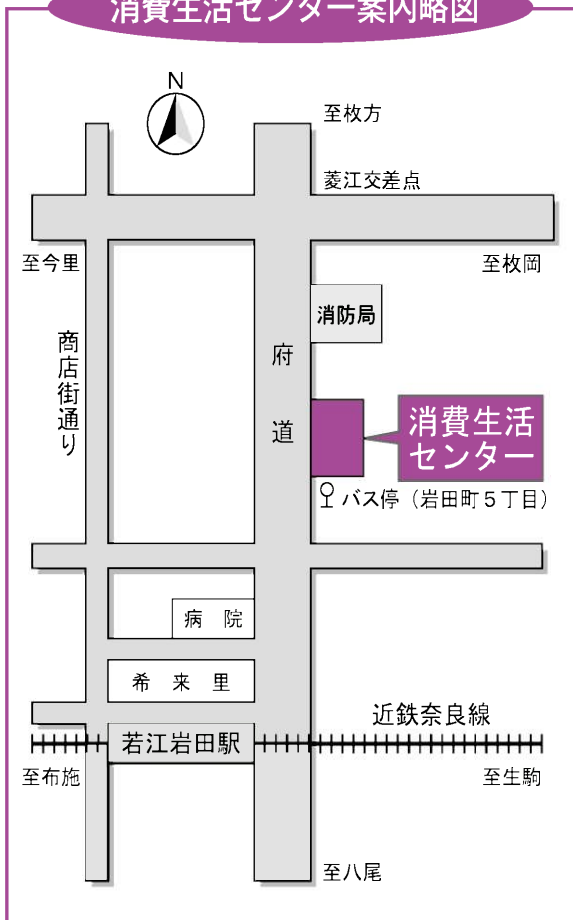
- 情報商材とは、インターネットの通信販売を利用し、さまざまなノウハウを提供すると称するものです。形状は、PDFファイルのダウンロードや冊子、DVDなどの送付により提供されます。
- 情報商材をクレジットカードで契約し、トラブルが生じた際にはカード会社に連絡し、事情を話しましょう。
- 情報商材の購入は、返金保証があるからといって安易に契約せず、業者の連絡先なども必ず確認しておくことが重要です。
- 少しでも疑問があれば、家族や身の回りの人に相談しましょう。特に、「必ず儲かる」などといった表示をしている業者とは、絶対に契約しないようにしましょう。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

# 消費生活センターご案内

## 消費生活センター案内略図



## 〈消費生活相談窓口は〉

### ●電話

**072-965-0102**

### ●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

### ●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

## … 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言…………… 消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん …… 契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介…………… センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介いたします。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

## ★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



## 〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで

**表面もご覧ください!**